

# 固定式高膨脹泡消火装置の保護区画の範囲に関する事項

## 改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

## 改正事項

固定式高膨脹泡消火装置の保護区画の範囲に関する事項

## 改正理由

消火設備等の仕様を規定する火災安全設備コード（FSS コード）の 6 章において、固定式高膨脹泡消火装置の泡生成容量は、10 分以内に保護される最大の区画を完全に充填するために適切なものとする旨等規定されている。

当該規定に関し、IACS は、A 類機関区域の保護される最大の区画をケーシングの最下端又は当該機関区域内に設置される火災の危険性を有する機器の最上部から 1m 上方のいずれか高い方までとする統一解釈 SC262 を定めており、本会は同 IACS 統一解釈を既に規則に取入れている。

2014 年 3 月に開催された IMO 第 1 回設備小委員会（SSE1）において、当該 IACS 統一解釈について検討が行われたところ、保護される最大の区画及び火災の危険性を有する機器を具体的に明示すべきとの指摘があり、IACS はこれらを明確にする統一解釈 SC262(Rev.1)を 2015 年 5 月に採択した。

今般、IACS 統一解釈 SC262(Rev.1)に基づき、関連規定を改めた。

## 改正内容

- (1) A 類機関区域の保護される最大の区画を例示した図を追加した。
- (2) 火災の危険性を有する機器として、内燃機関及び燃料油装置に加え、これらと同等の火災の危険性を有するもの（排ガスボイラ、燃料油タンク等）が該当する旨規定した。